

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第5号

**広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規則を廃止する規則**

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年広島県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この公安委員会規則は、令和8年5月21日から施行する。